

広島市エシカルマップ登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エシカル消費に関連する商品・サービスを取り扱う店舗や取組等が身近にあることを周知し、市民のエシカル消費への意識を高めるとともに、エシカル消費の促進を図ることを目的に公開する広島市エシカルマップ(以下「エシカルマップ」という。)への登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 対象となる事業者は、広島市内に店舗を持つ事業者(対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う法人等を含む。)のうち、次に掲げる者を除く者で、エシカルマップへの登録を希望する事業者とする。

- (1) 広島市暴力団排除条例(平成24年3月27日広島市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第2号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と密接な関係を有する者
- (2) その役員又は従業員が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (3) 重大な法令違反のあった者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、エシカルマップに登録する事業者として適当でないと市長が認める者

(登録要件)

第3条 エシカルマップに登録する事業者は、次に掲げる取組を1つ以上実践する者とする。

- (1) 環境にやさしい消費に寄与する取組
- (2) 人や社会にやさしい消費に寄与する取組
- (3) 地域にやさしい消費に寄与する取組

2 前項の取組に該当するか否かの判断に係る基準は別に定める。

(申込等)

第4条 エシカルマップへの登録を希望する事業者(以下「希望事業者」という。)は、登録申込書(様式1号)を市長へ提出しなければならない。

(公表等)

第5条 市長は、前条の規定により提出された登録申込書の内容を確認し、第3条第1項に規定する登録要件に該当すると認めるときは、希望事業者に別紙(様式2号)によるエシカルマップ登録店ステッカー(以下「ステッカー」という。)を交付するとともに、エシカルマップに登録し、市のホームページ等で公表する。

2 希望事業者は、前条の規定により登録申込書を市長へ提出した時点で、エシカルマップへの店舗情報の登録に同意したものとする。

3 市長は、第3条第1項に規定する登録要件に該当しないと認めるときは、その旨を希望事業者に通知する。

(取組内容)

第6条 エシカルマップに登録した事業者(以下「登録事業者」という。)は、次に掲げる項

目に取り組み、エシカル消費の普及・啓発に努める。

(1) 第3条第1項に規定する登録要件に該当する取組の積極的な実践

(2) 店舗等のよく見える場所への交付されたステッカーの掲示

(登録内容の変更等)

第7条 登録事業者は、第4条の規定による申込内容に変更があったとき、又は登録を辞退しようとするときは、速やかに市長に変更等申込書（様式3号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更等申込書の提出があったときは、市ホームページ等を更新する。

3 市長は、登録事業者がステッカーを汚損又は亡失し、当該ステッカーの再交付が必要であると認めるときは、再交付するものとする。

(オンライン申込)

第8条 希望事業者又は登録事業者は、第4条の登録申込又は前条第1項の変更等申込（以下単に「登録申込等」と総称する。）について、市ホームページに設けたフォームを使用し行うことができる。

2 前項の規定により行われた登録申込等については、第4条に規定する登録申込書又は前条第1項に変更等申込書により行われたものとみなす。

(登録の取りやめ)

第9条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、エシカルマップへの登録を取りやめることができる。

(1) 登録事業者が広島市内に店舗を持たなくなったとき。

(2) 登録事業者が第2条各号に規定する除外要件に該当したとき。

(3) 第3条第1項に規定する登録要件に該当しなくなったとき。

(4) 第7条第1項に規定する辞退の申出があったとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項により登録を取りやめたときは、登録事業者は、速やかにステッカーの掲示を中止し、市へ返却しなければならない。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行する。